

スポーツ功労者顕彰規程に基づくプロスポーツ関係者の顕彰の実施について

平成 8 年 12 月 24 日
体 育 局 長 裁 定
平成 13 年 1 月 6 日一部改正
平成 13 年 12 月 13 日一部改正
平成 20 年 12 月 26 日一部改正
令和 6 年 10 月 16 日一部改正

1 (趣旨)

スポーツ功労者顕彰規程（昭和 43 年 11 月 14 日文部大臣裁定）第 2 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号に基づくプロスポーツ関係者の顕彰の実施については、同規程に定めるもののほか、同規程第 5 条に基づく本裁定の定めるところによる。

2 (被顕彰者の審査基準)

(1) 規程第 2 条第 2 号に基づく顕彰

本号における成果の判断に当たっては、本規程第 2 条第 1 号における成果との均衡に配慮するとともに、我が国のプロスポーツの歴史から判断し特筆すべきものであること。

(2) 規程第 2 条第 4 号に基づく顕彰

① 原則として、引き続いて 10 年以上プロスポーツの振興に尽力し、特に功績顕著な者であること。

② 本号ハにおける判断に当たっては、次の各号の一に該当する者であること。次の(ウ)の判断に当たっては、次の(ア)及び(イ)における成果との均衡に配慮すること。

(ア) リーグ又はチームの著しい活性化、国際交流を通じたプロスポーツの普及等、プロスポーツ団体における経営又は運営等に関し、当該プロスポーツの振興に特に功績顕著な者であること。

(イ) 本規程第 2 条第 1 号、第 2 号又は第 4 号イ若しくはロに掲げる者の育成に特に寄与した者であること。

(ウ) (ア)又は(イ)に掲げる者以外で我が国プロスポーツの振興に特に功績顕著な者であること。

③ 過去に本号に基づきスポーツ功労者として顕彰されたことのない者であること。

3 (その他)

同規程第 2 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号のプロスポーツ関係者の顕彰については、あらかじめ、必要に応じて公益財団法人日本プロスポーツ協会及びスポーツに関する有識者の意見を聞くことができる。

附 則

この裁定は令和 6 年 10 月 16 日から施行し令和 6 年度のスポーツ功労者から適用する。